

八尾市住宅マスタープラン中間見直し（素案）についての 市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施結果と市の考え方

八尾市住宅マスタープラン中間見直しを策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、検討途中の素案を公表し、市民意見提出制度（パブリックコメント）を実施しましたので、その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。

ご提出いただいたご意見等は原文の内容を基本としつつ、趣旨を損なわないように要約しております。

（1）意見募集期間

令和7年12月22日（月）～令和8年1月21日（水）

（2）提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出人数	意見件数
直接持参		
電子申請システム		
電子メール	1	1
ファクス		
郵送		
合計	1	1

(3) 意見概要と市の考え方

No.	該当ページ	項目	ご意見	市の考え方
1	69-70	3-2 地域特性を生かした魅力あふれるまちの形成 (1) ② 山地部の自然豊かな住環境の保全 (2) ② 寺内町等の歴史的なまちなみの保全	<ul style="list-style-type: none"> ・「気候風土適応住宅」の行政の基準づくりを進める必要があると考えます。現行法律では、伝統的な工法の古民家などの特徴を残した利活用が困難であることから、行政が基準を策定して保全するため。 (「気候風土適応住宅」とは、地域の気候や風土に合わせた特徴を持つ住宅で、伝統的な工法材料空間構成などを活用し省エネ基準の適用除外や緩和を受けられる事が出来る住宅。) ・「歴史的建築物の保全及び活用に関する条例」の策定が必要であるとする。現行法律では、伝統的な工法の古民家などの特徴を残した利活用が困難であることから、条例を策定して保全するため。 	「気候風土適応住宅」の基準や「歴史的建築物の保全及び活用に関する条例」の策定につきましては、古民家等の保存・利活用方策の検討に向け、今後、研究してまいります。